

第五回宜野灣村議會定例會之議程

一、開

期

一九五七年十月十日自午前十一時五十分

二、場所  
宜野灣村議會之議室

三、提出議案

議案十一  
一九五八年度宜野灣村歲入歲出追加

更正二十一首  
議案十二  
宜野灣村稅併例之一部改正  
議案十三  
宜野灣村教育稅併例設定  
選舉十二  
宜野灣村選舉管理委員會並同  
補充二  
議會代表の本土稅率派加遺

議案十一  
議案十二  
議案十三  
議案十四  
議案十五  
選舉十二  
決議案十一  
議會代表の本土稅率派加遺

四、議事日程  
十一月十一日

日程十一  
議案十一  
日程十二  
議案十二  
日程十三  
議案十三  
日程十四  
議案十四  
日程十五  
決議案十一

一出席議員十七名

久	八	七	六	五	三	二	一
内	上	泉	桃	金	香	八	一
向	堂	水	不	成	重	名	名
弘	安	朝	二	盛	徳		
	三		貞				
	四						
	五						
	六						

一欠席議員一名

平	氏	名					
和	金	賀					
一	番	千					
代	喜	嘉					
新	井	康					

一議事(議決の要旨)

議長　出席の報を下す  
出席十七名、欠席　一名、欠員二名

市町村自治法第53条の規程による議會  
成立改しますの、(第五回定期例會)  
定期例會を開催する旨を宣す  
(午前十時五四分)

本定期例會の議事録署名人の選定方法  
と詔ります

十三番  
議長  
全員  
議長

議長指名で頼ひます  
只今十三番議員より議長指名の旨の飛沫があり  
まえづる各異議ございませんが

田代議員

全員皆金を議り口にあつてすぐ、一指名を

十三番議員 伊波 武  
十三番 安生 貞朝

日程オ五号を報呈申上

議事に移ります

議事の日程十一議案廿一年一万五八年度宜野  
湾村歳入歳出追加更正トツリヤト議題とした

ます

同章の説明せしむ(書記)

一時休憩いたしました(午前  
(午前十一時三分))

再開設します(午前十一時五十九分)  
第二讀會に移ります

議長

十番

本年は政府より市町村育成上の諸款入に伴ふ  
軍事上のニヤ質ナゲリ、讀會を省略して  
最終確走議に附したと、言ふ動議を提出  
引下す

異議なしと申すキリタリ

議  
上

只今十番議員あり、演説を省察して、最終確走議  
に附いたり、功業が提出され、力説下さる。

左様取計つてよ  
すりと呼ふモアリ

居里議が力の衰へてすうやく一費金を省略して  
最終宿毛議に附すことになった（モナ）

表決に移ります

田中清江と呼ぶモリヨウ

ては満寧十一年（一九五八年）度立野川村貢入  
戸を追加更正にて貢入原字通（一）可決の定

日程十二、議事十一年を議題  
議事の朗讀と口述した。(星川)

一時休憩<sup>23</sup>——<sup>24</sup>（午後零時五分）

才二讀會に移ります

大通

本年は法の門ひド伴ひ口乙でアリ。議論の心事  
はノリと思われテのべ一讀會と省田各シアリ  
ノ最終的確定議に附いたいと言ふ。動議を提出  
しテナシト叫ぶモノアリ。

議  
事  
長

只今大番議員より讀會を省略してヨリ取終確定  
議に附したゞとの勅議が提出され勅議は成立し  
あります。左様取計つてよろしくござりますが  
「要議日」と呼ぶものアリ

議  
事  
長

行且議がなさう（ナシ）一讀會を省略して  
最終確定議に附すことにしておき  
表决に移ります

原案通り可決を定めることに各委員議がアリミナ  
國議力し」と呪不もウツクシ

では議事官十三年一月西川村税條例の一部  
を改正する條例を原案通り可決を定め  
ます

議  
事  
長

（種子十三議事官ナカ十三年）を議題とします  
議事官の朗讀をなさしむ（署記）

一再休憩（ナシ）（午後零時三十分）

再開（ナシ）（午後二時五分）

才ニ讀會ト移ります

十三番 本年は今つ布令の規定によるものアリ  
讀會を省略して最終確定議に附したゞと言ふ  
勅議を提出致います  
「要議日」と呼ぶものアリ

議  
事  
長

只今十三番議員より讀會を省略して最終確定  
議に附したゞとの勅議が提出され勅議は成立し  
あります。左様取計つてよろしくござりますが

議

議力と呼ぶモリ

後要議がなつようですが、一讀會を省略して最終確定議に附すことになります

表决に移ります

原字通りに決議をすることに付要議がたりませくが

要議なしと呼ぶものなり

では付要議がなつようですが、一議章第十三回  
宜野湾村教育稅解例 設定を原字通り  
可決を定めしま

日程オ四番オニキを議題と設します

議案の朗讀をさせしむ(署記)

送呈の方法を示ります

議事でモツテ 指名推舉人を指名してモラフ  
その指名人の指名推舉書をそれたものを  
当選人としたした。(要議なしと呼ぶモリ)

只今十四番議員の動議にフリ(後要議  
が)ロバウズで推立してあります

左様取計つてよろしくござります

要議なしと呼ぶモリ

後要議がなつようですが、一指名推舉書として

載く方と指名をします

六番 泉水朝云

議長

古番

議長

六  
通  
考  
卷  
十

大儀式貞おろしくあ願ひ申します  
只今指名されましたので委員及同神元貞に  
通達と思ふ事ある者を指名推薦申し上げます

委員  
知花  
安  
一章

官澤知花  
城此花  
豊安采  
吉一幸

多和田  
眞松  
義

卷之三

化鳥  
嘉村

吳  
民

卷之三

三  
七

全員

詩  
十

只今六番議員貞川一指揮庫指名して載  
テしたモ見るハ神龍の通仕有モ  
当送人と決走しておろレラニズムモナ  
田芳議力しレと唱ふ

議長

日程十五決議事項一千一  
は私個人に関する二とて

あり議題にする前に議長席をさがして

副議長

議長不在でありますので引瀆き議事日程  
の進行を私が引受けます

日程十五 決議事項一千一と議題と申し

ます。

文書にある勅諭が提出され勅諭は成立して

おりますので附議引受けます

香取議員ニギマセイグ

全員

副議長

希望議論がござつてすから決議事項

を原稿通り可決決定して良ひでせう

全員

副議長

全員希望議論つき本議會代表の

本土觀察派遣につり原稿通り

決議決定引受けます

副議長

ニギマセイ全員原稿終了引受けました

長時す大慶順々下筆議して載え

皆苦心様でした

副議長

十五日宣野澤村議會定例會計用會

(午后三時五分)

右金額、頭末を記し車票下相違乃き車と  
証する。是茲に所有捺印す

一九五七年十一月十日

宣野澤村議會副議長　白水朝正(印)  
議事行署之人　伊波　武(印)  
議事行署署人　安良良朝(印)